

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の概要

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関し、政見の放送のための録音又は録画をする場合の公営及び都道府県の選挙管理委員会等に提出すべき文書に係る様式等に関し所要の規定の整備を行う。

※以下、説明において次の略称を用いることとする。

改正法：公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号）

規則：公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

1. 改正の概要

(1) 政見の放送のための録音又は録画をする場合の公営に係る様式（規則第十七条の四、別記第二十八号様式の三、第二十八号様式の十一、第二十八号様式の十二、第三十一号様式、第三十二号様式関係）

改正法により、参議院選挙区選挙における政見放送について、候補者が政見放送のための録音又は録画を無料で行うことができることとされたことに伴い、契約届出書等の様式に関して規定の整備を行う。

(2) 都道府県の選挙管理委員会等に提出すべき文書（規則第十七条の十関係）

改正法により、持込みビデオ方式を選択することができる候補者は、所属国会議員が5人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者に限られたところ、候補者が当該要件を満たすことを証するために都道府県選挙管理委員会等に提出すべき文書の様式に関し規定の整備を行う。

(3) 手話通訳者への報酬支給に係る届出（規則別記第三十二号様式の二関係）

候補者が持込みビデオ方式において政見に手話通訳を付した場合に、手話通訳者へ報酬を支給できるようにするため、選挙運動に従事する者への報酬支給に係る届出の様式に関し規定の整備を行う。

(4) その他、所要の規定の整備を図る。

2. スケジュール

公布日：平成30年12月21日（金）

施行日：平成30年12月25日（火）

（公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号）の施行日と同日）